

**社会福祉法人花園公益会**  
 小規模多機能型居宅介護事業所舞姫 重要事項説明書  
 《 令和 6年 6月 1日現在 》

1. 法人の概要

法 人 名	社会福祉法人 花園公益会
所 在 地	埼玉県深谷市小前田2677番地
代表者氏名	服 部 充
電話 番号	048-584-5550

2. 事業所の概要

名 称	小規模多機能型居宅介護事業所舞姫
所 在 地	埼玉県深谷市小前田2671番地1
運 営	社会福祉法人 花園公益会
管理者氏名	岩田 拓樹
事業所番号	1194600084
登録定員	登録25名 通い15名 宿泊9名
電話 番号	048-579-0500
F A X	048-579-0501

3. 事業所の目的

住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従い、利用者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援します。

4. 当事業の運営目的

利用者一人ひとりの人権を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することが出来るよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援します。

5. 当事業所の設備の概要

居 室	個室 9室(和室3室 洋室6室)
居間・食堂	1室
浴 室	一般浴槽
その他	トイレ・台所・消防設備

## 6. 事業実施

(1) 通常の事業の実施地域 深谷市、熊谷市、寄居町

(2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
通いサービス	月曜日～日曜日 8時～17時
訪問サービス	24時間
宿泊サービス	月曜日～日曜日 17時～8時

\*受付・相談については通いサービスの営業時間と同様です。

## 7. 職員体制

従業者の職種	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	1人	人	サービス管理全般	1人
介護支援専門員	1人	人	サービスの調整・相談等	1人
介護職員	8人	2人	日常介護業務等	10人
看護職員	1人	1人	医療・健康管理業務等	2人

従業員の職種	勤務体制
管理者	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）常勤勤務
介護職員	日勤（9：00～18：00） 夜勤（16：30～9：30） 宿直（18：00～9：00） 夜間（18：00～9：00）は、原則として夜勤職員1名、宿直職員1名で対応させていただきます。
介護支援専門員	正規の勤務時間帯（9：00～18：00）

## 8. 提供するサービスと利用料金

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

<サービスの概要>

ア 通いサービス

事業所のサービス拠点において、送迎・食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を行います。

① 食事

- ・ 食事の提供及び食事の見守り及び介助を行います。
- ・ 栄養士の立てる献立表により、栄養と、利用者の身体状況に配慮した食事を提供いたします。

- ② 入浴
  - ・ 入浴または清拭を行います。
  - ・ 衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。
- ③ 排泄
  - ・ 利用者の状況に応じて適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
- ④ 機能訓練
  - ・ 利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能低下を防止するよう努めます。
- ⑤ 健康チェック
  - ・ 血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。
- ⑥ 送迎サービス
  - ・ 利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。
- イ 訪問サービス
  - ・ 利用者宅の自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。
  - ・ 訪問サービス実施のための必要な備品等（水道、ガス、電気含む）は無償で使用させていただきます。
  - ・ 訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。
    - ① 医療行為
    - ② 利用者もしくはその家族等から金銭または高価な物品の授受
    - ③ 飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
    - ④ 利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
    - ⑤ その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為
- ウ 宿泊サービス
  - ・ 事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供いたします。

#### 〈サービス利用料金〉

##### (1) 通い・訪問・宿泊（介護費用分）すべてを含んだ日と月単位の包括費用の額

- ☆ 月ごとの包括料金のため、利用者の体調不良や状態の変化等により小規模居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より利用が少なかった場合、または小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より多かつた場合であっても、日割りでの割引または増額はいたしません。
- ☆ 月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」および「登録終了日」とは、以下の日を指します。

登録日……利用者が当事業所と利用契約を結んだ日でなく、サービスを実際に利用開始した日

登録終了日……利用者と当事業所の利用契約を終了した日

☆ 介護保険から給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

小規模多機能型居宅介護支援事業費（1ヶ月の包括費） （介護保険1割または2割、3割負担）				初期加算 （カッコ内は2割負担、3割負担）
	1割負担	2割負担	3割負担	
要支援1	3509円	7018円	10526円	31円(61円、92円) (1日につき) 登録より30日以内 ※30日を超える入院をされた後に再び利用を開始した場合も同様です。
要支援2	7091円	14181円	21272円	
要介護1	10636円	21272円	31908円	
要介護2	15632円	31263円	46894円	
要介護3	22740円	45479円	68218円	
要介護4	25097円	50193円	75290円	
要介護5	27672円	55343円	83015円	

(2) その他の加算（介護保険適用の1割負担分。カッコ内は2割負担、3割負担）

1) 共通の加算（要介護認定、要支援認定）

① サービス提供体制強化加算(Ⅲ)として356円(712円、1068円)／月加算されます。

② 総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ）として814円(1628円、2441円)／月加算されます。

③ 若年性認知症利用者受入加算として要介護認定の方は814円(1628円、2441円)／月、要支援認定の方は458円(916円、1373円)が加算されます。

2) 要介護認定を受けている方のみの加算

① 看護職員配置加算(Ⅱ)として712円(1424円、2136円)／月加算されます。

② 認知症加算(Ⅲ)に該当する方は773円(1546円、2319円)／月加算されます。

③ 認知症加算(Ⅳ)に該当する方は468円(936円、1404円)／月加算されます。

3) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）として、1ヶ月毎の所要料金の1000分の146（14.6%）が加算されます。

※介護保険適用サービス利用料金（1割または2割負担、または3割負担）は所定単位数×単位数単価（10.17円）で計算し、小数点以下は切り捨てにしております。その為1ヶ月計算では誤差が生じる場合がございますのでご了承下さい。

(3) その他の費用（介護保険適用外の全額自費分）

食事代	朝食 380円	昼食 500円	夕食 500円
宿泊代	一泊 1,500円		

そ の 他	おむつ代・レクリエーション活動費
-------	------------------

\*経済情勢の大幅な変動等で下記の金額が不相応となった場合は、書面による通知後改定する場合があります。

## 9. 利用の中止、変更、追加

☆利用予定日の前に、ご契約者の都合により、小規模多機能型居宅介護サービス及び介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することが出来ます。この場合には原則としてサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。

☆介護保険のサービスについては、利用料金は1ヶ月毎の包括費用（定額）のため、サービスの利用回数を変更された場合も1ヶ月の利用料は変更されません。

☆サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する日時にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

## 10. 小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画について

事業者は、利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するため、利用者と協議の上で小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は書面に記載して利用者に説明の上交付します。

### 11. サービス提供の記録

提供したサービスについては、その都度「サービス提供記録」に記録し、その控えを利用者に交付します。また、この記録は5年間保存することとします。

### 12. 秘密の保持と個人情報の保護について

#### (1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知りえた利用者及び家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

#### (2) 個人情報の使用・提供に関する注意事項について

事業者は、前項の規程にかかわらず、利用者及び家族の個人情報を以下のために、必要最小限の範囲内使用・提供、または収集します。

- ・ 利用者に関わる居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画の立案や円滑なサービス提供のために実施されるサービス担当者会議での情報提供。
- ・ 介護支援専門員とサービス事業所との連絡調整。
- ・ 利用者が医療サービスの利用を希望している場合及び主治医の意見を求める必

要がある場合。

- ・ 利用者の容態の変化にともない、緊急連絡を必要とする場合。

### 1.3. 緊急時の対応方法

小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の提供中に、ご利用者の病状に急変が生じた場合は、速やかに主治医、救急隊、ご家族等への連絡を取る等必要な措置を講じます。

主治医	医療機関名	
	医師名	
	電話	
ご家族①	氏名	(続柄 )
	緊急連絡先	
ご家族②	氏名	(続柄 )
	緊急連絡先	

### 1.4. 協力医療機関及び協力歯科医療機関

協力医療機関	小久保病院	電話	048-584-2030
協力歯科医療機関	デンタルケア深谷	電話	048-501-8833

### 15. 相談・苦情相談窓口

ご相談や苦情などがございましたら、下記の窓口までご遠慮なくお申し出ください。

サービス相談窓口	
相談窓口①	フラワーヴィラ 電話番号 048-584-5550 (受付時間 8時30分から17時30分) 担当者等 岩田知子
相談窓口②	深谷市役所長寿福祉課 電話番号 048-574-8544 (直通) 寄居町役場 健康福祉課 電話番号 048-581-7718 (直通) 熊谷市役所長寿いきがい課 電話番号 048-524-1402 (直通) 大里広域市町村圏組合 介護保険課 電話番号 048-501-1330 埼玉県国民健康保険団体連合会 電話番号 048-824-2568

### 16. 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

(運営推進会議) ・ 構成……利用者・利用者の家族・地域住民の代表者・地域包括支援センターの職員・小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等 ・ 開催……隔月で開催 ・ 会議録……運営推進会議の内容、評価、要望
--

### 17. 福祉サービス第三者評価の実施状況

実施の有無            有             無

### 18. サービス利用にあたっての留意事項

- ・ サービス利用の際には、介護保険被保険者証をご提示ください。
- ・ 事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- ・ 他の利用者の迷惑となる行為はご遠慮ください。
- ・ 所持金品は自己の責任で管理してください。

令和            年            月            日

指定小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護のご利用にあたり、ご利用者  
に対して契約書および本書面に基づき重要な事項を説明しました。

事業者	法人名	社会福祉法人花園公益会
	〈所在地〉	埼玉県深谷市小前田2671-1
	〈名 称〉	小規模多機能型居宅介護事業所舞姫
	事業所番号	1194600084
	〈説明者〉	所 属 小規模多機能型居宅介護事業所舞姫
	氏 名	印

私は、契約書および本書面により、事業所から小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業についての重要事項の説明を受けました。

利用者	〈住 所〉	
	〈氏 名〉	印
(代理人)	〈住 所〉	
	〈氏 名〉	印